



第5部  
地域生活支援事業

# 1 地域生活支援事業の概要

## (1) 目的

地域生活支援事業は、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的としています。

## (2) 事業内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。富山市が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

表5 - 1 実施する地域生活支援事業の種類

| 区 分              |                  | 実 施 事 業   |
|------------------|------------------|---|
| 必<br>須<br>事<br>業 | 相 談 支 援 事 業      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者相談支援事業</li> <li>・ 地域自立支援協議会</li> <li>・ 障害児等療育支援事業</li> <li>・ 相談支援機能強化事業</li> <li>・ 住宅入居等支援事業</li> <li>・ 成年後見制度利用支援事業</li> </ul>   |
|                  | コミュニケーション支援事業    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話通訳者設置事業</li> <li>・ 手話通訳者派遣事業</li> <li>・ 要約筆記者派遣事業</li> </ul>   |
|                  | 日常生活用具給付等事業      |   |
|                  | 移動支援事業           |   |
|                  | 地域活動支援センター機能強化事業 |   |
| 任<br>意<br>事<br>業 | そ の 他 事 業        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問入浴サービス事業</li> <li>・ 日中一時支援事業</li> <li>・ 更生訓練費支給事業</li> <li>・ 施設入所者就職支度金支給事業</li> <li>・ 自動車運転免許取得助成事業</li> <li>・ 自動車改造助成事業</li> <li>・ 生活支援事業</li> <li>・ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業</li> <li>・ 点字・声の広報等発行事業</li> <li>・ 奉仕員養成研修事業</li> <li>・ 経過的デイサービス事業</li> </ul> |

## 2 地域生活支援事業の実施に関する事項

### (1) 相談支援事業

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害のある人や家族、介護を行う人などからの相談に応じて、必要な情報提供や助言、権利擁護のための必要な援助等を行います。なお、本事業とは別に、市内に32か所ある地域包括支援センターにおいて、障害のある人の相談にも応じます。

**障害者相談支援事業** 平成18年10月より、市内の8つの社会福祉法人等に相談支援事業を委託し、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行い、あわせて、福祉サービス事業者等との連絡調整を実施しています。

**地域自立支援協議会** 相談支援事業を効果的に実施するため、相談支援事業者、サービス事業者、雇用、教育など、関連する分野の関係者を含めたネットワークを構築し、地域における障害のある人等を支えるための仕組みづくりの中核的役割を果たす地域自立支援協議会を設置し、地域の関係機関の連携強化に努めます。

**障害児等療育支援事業** 障害児等療育支援事業については、富山市恵光学園で引き続き実施し、早期療育等を行うための連携体制の強化に努めます。

**相談支援機能強化事業** 精神障害者地域生活支援センター4か所に、相談支援専門員として精神保健福祉士等の資格を持つ専門職員を配置し、相談支援機能強化を図ります。

**住宅入居等支援事業** 住宅入居等支援事業とは、公営住宅および民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業です。住宅入居等支援事業については、平成20年度実施をめざし、検討していきます。

**成年後見制度利用支援事業** 知的障害または精神に障害のある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費、後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を市において実施するとともに、成年後見制度の周知を図るよう努めます。

表5-2 相談支援事業者等の見込量

単位：か所

| 区 分        | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 障害者相談支援事業  | 8      | 8      | 8      | 8      |
| 障害児等療育支援事業 | 1      | 1      | 1      | 1      |
| 相談支援機能強化事業 | 4      | 4      | 4      | 4      |

## (2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳などの方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

### ① 見込量

手話通訳者派遣事業および要約筆記者派遣事業の利用者の見込量は、過去の実績等から見込みました。

表5 - 3 コミュニケーション支援事業の見込量

| 区 分                | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|
| 手話通訳者派遣事業利用者数(人/月) | 35     | 40     | 45     | 60     |
| 要約筆記者派遣事業利用者数(人/月) | 6      | 9      | 9      | 9      |
| 手話通訳者設置事業(か所)      | 1      | 1      | 1      | 1      |

### ② 見込量の確保策

手話通訳者派遣事業および要約筆記者派遣事業については、富山市聾唖福祉協会との連携により、サービスの提供体制を整えます。障害者福祉センターで実施している手話通訳者設置事業については、その運営体制の充実を図る方向で検討していきます。今後は、富山県聴覚障害者センターと連携を図りながら、障害のある人に事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。

## (3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具は、「介護・訓練支援用具(入浴担架、特殊寝台など)」「自立生活支援用具(入浴補助用具、便器など)」「在宅療養等支援用具(電気式たん吸引器など)」「情報・意思疎通支援用具(携帯用会話補助装置など)」「排泄管理支援用具(ストマ用装具、紙おむつなど)」「居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」の6種類に大別されました。障害のある人が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

表5 - 4 日常生活用具給付件数の見込量

| 区 分              | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|
| 介護・訓練支援用具(件/月)   | 3      | 3      | 3      | 3      |
| 自立生活支援用具(件/月)    | 3      | 3      | 3      | 3      |
| 在宅療養等支援用具(件/月)   | 4      | 4      | 4      | 4      |
| 情報・意思疎通支援用具(件/月) | 6      | 6      | 6      | 7      |
| 排泄管理支援用具(件/月)    | 576    | 618    | 666    | 714    |
| 居宅生活動作補助用具(件/月)  | 1      | 1      | 1      | 1      |

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害がある人が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。

① 見込量

障害福祉サービスの訪問系サービスに準じ、次のように見込みました。

表5 - 5 移動支援事業の見込量

| 区 分         | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| 事業者数(か所)    | 11     | 12     | 13     | 16     |
| 利用者数(人)     | 20     | 23     | 26     | 40     |
| 利用延時間(時間/月) | 91     | 108    | 127    | 209    |

② 見込量の確保策

移動介護事業の利用のしくみを継続し、視覚障害や知的障害、精神障害のある人の外出、社会参加を支援していきます。また、グループ支援型の実施について検討を行います。

## (5) 地域活動支援センター事業

障害のある人が地域活動支援センターに通い、地域の実情に応じ創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を受けることにより、障害のある人の地域における自立生活と社会参加の促進を図ります。地域活動支援センターは、従来の障害者サービスセンターや精神障害者地域生活支援センター、共同作業所等で就労継続支援などの障害福祉サービスの日中活動系サービスに移行しないところが該当します。

### ① 見込量

地域活動支援センターの見込量は、第2部の「日中活動系・居住系サービスの数値目標の根拠」を基にして算出しました(22～23頁参照)。

表5-6 地域活動支援センター事業一の見込量

| 区 分        |            | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|------------|------------|--------|--------|--------|--------|
| 新体系        | 事業者数(か所)   | 4      | 17     | 23     | 26     |
|            | 利用者数(人)    | 153    | 337    | 403    | 439    |
|            | 利用延日数(日/月) | 3,366  | 7,414  | 8,866  | 9,658  |
| 旧体系利用者数(人) |            | 231    | 54     | -      | -      |

### ② 見込量の確保策

共同作業所などの移行形態のひとつとして位置付け、その移行のための支援と促進を行います。地域活動支援センターの新規の利用見込みは、精神に障害のある人たちが中心になると考えられます。現行の医療系の事業者の参入とともに、NPO法人などによる身体に障害のある人および知的障害のある人を含めた就労の場や居場所づくりを促進していきます。なお、安定的な運営を確保するため、地域活動支援センター事業から介護給付、訓練等給付への移行支援に努めていきます。

(6) 訪問入浴サービス事業

自宅以外での入浴が困難な障害のある人に、浴槽を持ち込み居宅での入浴サービスを提供し、清潔の保持・心身機能の維持を図ります。

① 見込量

訪問入浴サービスは現在実施していませんが、ニーズがあると考えられるので、表5-7のとおり見込みました。

表5-7 訪問入浴サービス事業の見込量

| 区 分        | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 事業者数(か所)   | -      | -      | 1      | 1      |
| 利用者数(人)    | -      | -      | 5      | 10     |
| 利用延回数(回/月) | -      | -      | 40     | 80     |

② 見込量の確保策

平成20年度の実施に向けて、対象者の把握およびニーズ、実施体制に向けて検討します。

(7) 日中一時支援事業

障害のある人を介護している家族が、通院等の社会的理由で介護できない場合に、障害のある人を日中に一時預かりする日中一時支援事業を実施します。

① 見込量

平成18年度前半の実績から見込みました。

表5-8 日中一時支援事業の見込量

| 区 分        | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 事業者数(か所)   | 22     | 27     | 30     | 40     |
| 利用者数(人)    | 63     | 90     | 99     | 132    |
| 利用延回数(回/月) | 147    | 181    | 199    | 265    |

② 見込量の確保策

障害のある児童に対する放課後対策を考えた場合、日中一時支援事業について充実させる必要があります。今後増加が見込まれる日中活動系サービス提供事業者および新たな事業者の参入の促進により、見込量の確保に努めます。

(8) そのほかの地域生活支援事業

見込量は設定しませんが、次の事業も本市の地域生活支援事業として実施します。

更生訓練費支給事業

身体障害者更生施設などでの訓練に要する費用の一部を支給する事業です。

施設入所者就職支度金支給事業

福祉施設の入所および通所者が就職等により自立する場合に就職支度金を支給する事業です。

自動車運転免許取得助成事業

障害のある人が、自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成する事業です。

自動車改造助成事業

障害のある人が、障害ゆえの必要により、自らが運転する自動車を改造する際に要する費用の一部を助成する事業です。

生活支援事業

障害のある人などに対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する事業です。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するためおよび障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する事業です。

点字・声の広報等発行事業

点字・声の広報等を発行して、視覚に障害のある人に必要な情報を提供する事業です。

奉仕員養成研修事業

点訳奉仕員・朗読奉仕員・要約筆記奉仕員・手話奉仕員を養成する講習会を開催する事業です。

経過的デイサービス事業

平成18年10月に地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な障害者デイサービス事業所が、利用者に対して継続してデイサービスを提供していきます。該当事業所は3か所(利用者33人)で、平成19年4月からは、地域活動支援センターへの移行を予定しています。

富山市障害福祉計画

---

|      |  |
|------|--|
| 発行年月 | 平成 19 年 3 月  |
| 発行   | 富山市<br>〒930-8510 富山市新桜町 7 番 38 号<br>Tel 076 - 431 - 6111 (代) |
| 編集   | 福祉保健部 障害福祉課  |

---